

～国際研修Ⅱ～

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト 第1回現地セミナー報告

国際協力部教官 田中 嘉寿子

第1 はじめに

2007年8月14日、ジャカルタにおいて、インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト¹の活動の一環である第1回現地セミナーが開催されたので、その結果を報告する。

インドネシアの民事訴訟では、和解・調停が低調で、最高裁判所の未済増加の原因ともなっていることから、調停（裁判所への提訴後第1回公判前に訴訟担当裁判官以外の調停人の下で調停を行うことを義務付けるもの）に関する最高裁判所規則（PERMA2/2003）の改正及び調停人養成研修制度の改善等を内容とする本プロジェクトが開始されることとなった。

同プロジェクトは、2007年3月31日から2年間の予定であり、同期間中、角田多真紀弁護士が現地に長期専門家として派遣され、JICA インドネシア事務所の山西宏明企画調査員が事務の補佐をしてくれている。

国内では、アドバイザリー・グループが設けられ、委員として

- ① 草野芳郎氏（学習院大学大学院法務研究科教授，元広島高等裁判所部総括判事）
- ② 稲葉一人氏（姫路獨協大学法科大学院教授，久留米大学医学部客員教授，元大阪地方裁判所判事，弁護士）
- ③ 矢吹公敏氏（日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長，弁護士）
- ④ 平石 努氏（弁護士，元 JICA インドネシア企画調査員）

と当職が参加し、会合には毎回 JICA 本部から佐藤直史氏（JICA 国際協力専門員・弁護士）及び JICA 社会開発部ガバナンスチームの方々が参加しておられる。

本年3月31日から本セミナー開催までの間、現地では角田専門家とインドネシア側ワーキング・グループ（WG）との会合が5回開催され、改正規則案の叩き台が提示されていた。他方、JICA-Net（TV会議システム）を利用したアドバイザリー・グループと角田専門家との2回の会合では、同改正規則案叩き台の問題点が多数指摘され、日本の和解・調停制度に関する正しい知識をインドネシア側に伝え、今後のWGの活動の参考にする必要が高いことが認識されていた。

本プロジェクトでは、年間、現地セミナー2回、本邦研修1回を予定している。

本邦研修は、最も経費がかかるが、WGに日本の裁判・調停制度の実務を見せた上でWG

¹ 同プロジェクトの開始に至る経緯については、本 ICD NEWS 第30号第114頁以下「2006年度日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー－政策提言書案の作成から新プロジェクト形成まで－」を参照されたい。

とアドバイザー・グループを中心とする日本側講師との集中的な協議ができる点に利点がある。他方、現地セミナーでは、短期専門家として派遣できる日本側講師の人数は限られるが、アドバイザー側の講師も現地の実情を実地によく見聞きした上で、WG以外のインドネシア側のステークホルダーを幅広く集めてセミナーを開催することにより、現地の実情をよりよく理解し、多様な意見を聞くことができ、より現地のニーズにマッチした助言ができるようになることと、現地側のWG以外のステークホルダーに本プロジェクトを周知させることによりプロジェクト目標である調停に関する最高裁判所規則を改正することに幅広い協力を得ることができるようになるという利点がある。

毎月1～2回のWGでの協議に加え、このような現地セミナーや本邦研修を適切な時期に組み込むことにより、プロジェクト全体の円滑で効率的な進捗を図っている。

その意味で、本現地セミナーは、非常に大成功を納めたといえるので、その内容を速報として報告させていただくこととした次第である。

第2 出張者

- 1 草野 芳郎 学習院大学教授（講演者）
- 2 田中嘉寿子 法務総合研究所国際協力部教官（議事録作成，協議）
- 3 呼子 紀子 （財）日本国際協力センター（JICE）研修監理部研修監理員（インドネシア語・日本語の逐語通訳）

草野教授は、現役裁判官時代に著された「和解技術論」で高名であり、退官後は、学習院大学法科大学院において、民事訴訟法を教授する傍ら、交渉学の研究・指導もされている。本プロジェクトの実質的なリーダー格であり、WGには、同著のインドネシア語訳の愛読者もおり、来訪が待望されていた方である。草野教授は、昨年11月に本プロジェクトへの協力方をJICA及び当職からお願いに上がるや快諾して下さったばかりか、早速12月からインドネシア語の学習を始められ、本セミナーでは冒頭あいさつ及び簡単な日常会話程度のインドネシア語を披露され、聴衆やWGから絶大な拍手で迎えられた。

呼子氏は、本プロジェクト開始前の4回の日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー（本邦研修）の通訳を務めたJICEのベテランのコーディネーターである。昨年・一昨年の研修に参加しておられたインドネシア最高裁判所マリアナ副長官から、本プロジェクトの通訳はすべて呼子氏にお願いしたい旨特にご要望があったほど見事な通訳振りであった。現地セミナーの通訳人は、予算節約のため現地で雇用するのが通常であるが、本プロジェクトでは敢えて日本から呼子氏を同行し、名通訳振りをインドネシア人参加者からも絶賛された。

当職は、昨年度の本邦研修の運営を担当し、引き続き、昨年9月のJICA事前調査団に参加していることから、現地側と草野教授とのリエゾンの役割やセミナー運営全般につき角田専門家及びインドネシア側と協力するとともに、今回出張されない国内アドバイザー・グループの他の委員への報告を担当した。人的信頼関係が重要なインドネシア人対象

の活動において、既に信頼関係を得ている当職のリエゾンは、インドネシア訪問が初めての草野教授には有用であったと思われる。

法律分野の支援活動において、最大のリソースは人（講師）であり、最重要の道具は言葉（通訳）である。本セミナーの成功要因は、この2つの最も重要な要素において、最良の人材を得たことにある。

第3 出張日程

- 8月11日（土） 出張者事前打合せ（於学習院大学草野教授研究室）
- 8月12日（日） 朝 日本発、ジャカルタ着
夜 角田現地専門家・山西企画調査員と打合せ
- 8月13日（月） 午前 南ジャカルタ地裁訪問、法廷傍聴・施設見学、
裁判官との意見交換会
午後 セミナー会場サリ・パン・ホテルの下見、打合せ
- 8月14日（火） 終日 現地セミナー
- 8月15日（水） 午前 WG弁護士2名の事務所訪問、インタビュー
午後 WGとの意見交換会（於最高裁判所会議室）
夜 最高裁主催夕食会
- 8月16日（木） 午前 JICA事務所阪本所長への報告
今後の活動に関する打合せ
午後 資料収集（書店でインドネシア民事訴訟法等の書籍購入）
- 8月17日（金） 帰国（翌朝着）

第4 現地セミナー（Seminar on the Improvement of Mediation System）

- 1 主催 インドネシア最高裁判所・JICA（共催）
- 2 開催日時 2007年8月14日（火）午前9時から午後4時
- 3 開催場所 サリ・パン・ホテル（於ジャカルタ）
- 4 講師 学習院大学法科大学院教授 草野芳郎
インドネシア最高裁判所 アディ判事
インドネシア大学 タクディル教授
- 5 出席者 約50名参加
- 6 配布資料
 - ① プログラム（別添1）
 - ② セミナー配布冊子（日本語版、インドネシア語版）
現行 PERMA2/2003
プロジェクト概要
草野教授レジメ（別添2）
日本の「民事調停」、「訴訟上の和解」（別添3）

日本・インドネシアの和解・調停比較一覧表（別添4）

PERMA2/2003 改正案（叩き台）

③ 日本の和解・調停の統計グラフ（英語版）（別添5）

④ WGタクディル教授のレジメ（改正案の概要説明）

7 インドネシア最高裁側の司会者

進行：デヴィ判事（WGメンバー，バンドウン地裁）

内容：アグン調査官（WGメンバー，最高裁判所調査官・研修所教官）

第5 草野教授の講演内容

1 講演

（冒頭，草野教授がインドネシア語であいさつされ，会場から盛大な拍手あり）

私の今日のお話は，日本の和解と調停制度の特徴についてです。

似たような制度は世界のどこにでもあります，敢えて「和解」「調停」という単語を使い，翻訳してもらいません。それは，日本の制度であるということを示すためです。

まず，和解とは何かを簡単に言いますと，和解とは，具体的な訴訟事件について，担当する裁判官の前で紛争を解決する合意を言います。

調停とは，具体的な調停事件において，調停委員会の面前で紛争を解決する内容の合意を言います。

調停と和解とが同じところは，成立した合意が記載された調書は，和解調書も調停調書もいずれも確定判決と同一の効力を有するという点です。

和解の歴史的背景についてお話しします。

日本は1868年に近代化しました。

日本では1875年に行政権から独立した裁判制度が作られました。しかし，裁判所が作られても裁判をする人材はほとんどおらず，法律もできていませんでした。

そのときに当時の日本が考えたのは，フランスの Conciliation（勸解）の制度を導入することでした。この勸解制度はオランダが起源だと言われているので，インドネシアの和解も勸解に似ているのではないかと思います。勸解は，裁判をする前にまず試みることとされ，口頭受理が許されていました。必ずしも法律によらず，常識や慣習で解決してよいとされていました。

1877年の統計では，66万件的勸解事件のうち，44万件で合意が成立していました。フランスの制度を導入する以前の日本の伝統的な制度（内済）と実質的に一致していたことが成功原因だと言われています。この勸解は，1891年まで続きました。

1891年，民事訴訟法が制定されました。このとき，勸解が廃止されました。なぜ廃止されたのでしょうか。それは，当時の日本の状況によります。

日本は，1859年に外国と条約を結んで開国をしました。そのときに日本は諸外国の状況を知らないまま不平等条約を押しつけられました。「不平等」とは，関税自主権がないことと，治外法権を認めさせられたことです。日本の裁判所は外国人相手には裁判

権がありませんでした。日本が近代化したとき、当時の日本人は、簡単に条約を改正できると思っていたのですが、できませんでした。理由は、外国人が、日本の裁判を信用しておらず、法律に従った裁判をしていないと思われていたからです。それで、日本は、法律に則った西洋と同じような裁判制度を実現しようとしていました。それには時間が掛かるので、その間は勸解を行い、裁判制度ができれば勸解を廃止しようと考えていたのです。

1891年の民事訴訟法はドイツ法を模範にしていました。そこでは、和解ができるという規定が盛り込まれました。

もう一つ、近代化の目玉として、仲裁制度も設けられました。ところが、仲裁は、現在に至るまで、日本ではほとんど使われていません。和解は、現在まで残って非常に盛んな制度であります。当時の人々が考えたのは、法律による裁判であり、それを実現するために多くの若者が西洋に学びに行きました。国内では大学が作られ、法学部で法律家を養成しました。ですから、法律に従った裁判を行える人材が十分育っていたと考えていたのです。3年後の1894年、治外法権を撤廃できました。

1998年改正まで、この民事訴訟法が継続しました。

調停のときに申しますが、勸解がなくなったために、勸解で解決できる利点がなくなり、復活を望む声もありました。

1998年の民事訴訟法改正では、和解を一層利用しやすい規定を設けました。

それは、3つあり、

- ① 裁判所外でも和解ができる
- ② 遠隔地の人には書面で和解ができる
- ③ 当事者が共同申立をすれば裁判所は適当な和解条項を作ることができ、それに当事者は拘束される（仲裁に似ている）

という制度です。

では、和解の特色について話します。

1つは、条文が非常にシンプルであることです。条文は2つだけです。1つは、和解は、いつでもできるということです。訴状が裁判所に来てから判決が終わるまで、いつでもできるし、何回やってもよいです。弁論や証拠調べの途中でやっても構いません。第1審だけでなく、控訴審・上告審でもできます。

利害関係人を引き入れて和解することも可能です。例えば、保証人と主たる債務者を一緒に和解させたり、被告に支払能力がなければ親を呼んできて保証を約束させ一緒に和解させたりすることも可能です。

日本の考え方は、紛争を全部解決したいというもので、提訴されている事件に関連する紛争があればそれを一緒に和解することも可能です。そうして成立した合意は、確定判決と同一の効力を有し、強制執行力を有します。

この和解には控訴はできませんが、和解に脅迫・詐欺・錯誤等により瑕疵があった場合は、他の救済措置があります。

裁判官の姿勢について話します。

1980年以前ころは、「和解判事となるなかれ」と言われていました。裁判官は、法に従って判決するものであるから、和解を安易にするな、という教えであり、民事訴訟法制定以来の伝統的な法律に基づく裁判を重視する考え方です。それまでの裁判官は、無表情に公正中立を旨として裁判していました。

1980年以後は、和解をする裁判官が増加してきました。ドイツの裁判所で裁判官がその見解を開示する「心証開示」によって和解に成功する事例が紹介されたことから、日本でも、心証を開示する裁判官が増えました。

日本の判決は、非常に精密に丁寧に書きますから、判決を書く労力は大変なものです。和解すれば（判決を書く労力を節約できるのみならず）当事者に非常に喜ばれるという経験をしました。

昔は、裁判官は偉いので、裁判官の判決には従うという考え方がありました。しかし、時代が変わり、国民の権利意識が高くなり、当事者の意思を無視した判決では当事者は納得しないという考え方になりました。ですから、自分たちの意思に基づいた解決の方を歓迎するようになり、裁判官が判決を書くよりも和解をする方が当事者に喜ばれるということが分かってきたために、裁判官が和解をする意欲を高める結果になりました。

ただ、当時の裁判官、つまり、私が和解を主張した当時の和解に熱心な裁判官は、「判決が原則であることはそのとおりであるが、和解で解決できるならそれに文句を言うことまではないでしょう。」という程度の認識でした。

私が「和解技術論」出版前に論文として発表したとき、「判決が原則なのではなく、和解が原則ではないのか」と主張したのです。その後急速に判決を原則とする考え方が衰え、和解派が増え、日本の裁判官は非常に熱心に和解を勧めるようになりました。当事者が納得しそうな和解案を提示するようになりました。

2005年の地方裁判所の和解率は、34.1%です。

また、判決のうち、多くが欠席判決です。つまり、両当事者が出席して争う事件についてみると、和解の方が判決より多いのです。

日本の裁判所では、和解をする裁判官と判決をする裁判官が同一であることが原則です。和解ができなければ判決を書かなければならないということが、和解をやるインセンティブになっています。当事者である国民側も、同一の裁判官に最後まで責任を持って事件を担当してもらいたいと考えています。日本の和解の方法は、交互面接方式が主流です。

次に、調停についてお話しします。

まず、調停の歴史についてお話しします。

日本が近代化するにつれ、紛争が増加しました。借地借家、小作、商事、金銭消費貸借関係の紛争が特に増加しました。それを法に従って裁判をするのでは処理できな

い状況になりました。また、裁判所の裁判官は非常に勉強して裁判をしたがっていたのですが、国民の法意識は向上しておらず、法律に従った裁判ではなく、むしろ話し合いでの解決を望んでいました。それで、勸解の精神に沿い、個別に国が法律を作って調停という制度を作りました。

最初にできたのは、借地借家調停法であり、1922年10月に施行されました。最初は東京周辺だけで施行されたのですが、最初の4か月間は約300件しか利用されませんでした。

この調停が一躍脚光を浴びる事件が日本に勃発しました。

翌1923年9月1日、日本の東京で関東大震災が発生し、死者10万5,000人、被災者190万人という大災害が発生しました。被災した人々は倒壊した家の跡にともかくもバラックを建てて住もうとしました。そのため、地主と借地人と借家人との間に深刻な紛争が多数発生しました。これを早急に解決するためには、裁判制度では対応できず、新しい法律を作る余裕もありませんでした。それで、借地借家調停法を利用しようということになり、同年9月25日には、13箇所に調停委員会の出張所を設け、裁判官20数名、調停委員100余名が出張所に行き、現地で調停事件の処理に当たりました。翌年の7月までに12,000件を受理し、9,000件で調停が成立しました。これ以後、調停に対する評価が高まり、調停が我が国の国民に定着したのです。

1951年に民事調停法が施行され、すべての民事事件が調停できるようになりました。家事調停は別の制度です。

調停の特色についてお話しします。

- ① 民事訴訟手続とは別個の手続です。
- ② 解決の主体は調停委員会です。調停主任は裁判官であり、複数の調停委員とで調停委員会を構成するのが原則ですが、裁判官だけの調停も認められています。調停委員になるのは、地域の徳望家などでした。
- ③ 民事訴訟を担当している裁判所が、調停に付すこともできます。日本では付調停と呼ばれています。これがインドネシアの制度に近いと思われます。付調停では他の管轄裁判所にやってもらうこともできますし、自分自身で行うこともできます。

付調停のメリットの一つに、専門家調停委員を活用できることがあります。日本の調停委員には、建築士、税理士、医師などの専門家が多数います。その人たちに調停を担当してもらい、意見書を書いてもらうことができます。調停が不成立の場合、裁判に戻ります。調停で行った証拠は、そのままでは裁判に使えません。しかし、調停で出た書面を証拠として裁判所に提出することは認められています。日本の裁判所では、調停と民事裁判の連続的利用を奨励しています。

調停が成立した場合、法律上、裁判事件は取り下げられたこととなります。取下手続は不要です。

日本では、調停で合意ができなかった場合、調停に代わる決定を行うことができ、決

定を受領して2週間以内に異議を申し立てない場合、調停が成立したことになります。

調停委員は、非常勤の公務員です。報酬は、3時間を超える調停をすると1万6,800円、3時間以内だと9,500円、待機のみだと5,000円です。

調停は、通常の裁判よりも費用が半額で手続が簡便であるなど、当事者にとって便利な特別のサービスとして制度設計されています。調停不成立で訴訟を提起する人は、残額のみを費用を払えばよいです。調停委員への報酬など、調停を運用する費用は国の負担です。

日本には、地方裁判所の下に簡易裁判所があります。地方裁判所が約50で、簡易裁判所は438です。簡易裁判所が民事調停を原則的に扱っています。地方裁判所・高等裁判所でも調停することは可能です。ただ、家事調停だけは家庭裁判所だけで行われています。

以上、日本の和解と調停について説明してきました。

このような制度になるには、100年以上かかって今の制度になりました。

制定当時の国民の意識と現在の国民の意識も変わりました。ですが、和解と調停は日本の社会に根付いています。これが栄えている理由は、私の感想では、裁判官が、「和解をやる」という強い意識があるからです。和解をするという意識の下に成果のある和解があるからこそ、和解も調停制度も成功しているのだと思います。

インドネシアと日本とは置かれている状況が違いますから、日本の制度をそのままインドネシアに移入してもうまくいくとは思えません。双方の国民性、歴史、文化などの違いを超えた人間としての共通の視点からみて、日本の制度の良いところを導入し、インドネシアの状況に合うよう改良していただきたいと思います。そのためには、私も、全力を挙げて協力することを誓います。

(会場から盛大な拍手)

2 質疑応答²

(質問1)

日本では、控訴・上告審における和解のメカニズムは第1審と同じか。

(草野)

控訴・上告審においても、第1審と同様に和解をしています。

上告審の場合、地方の当事者の便宜のため、最高裁が和解案を作成して当事者の所在地の地裁・簡裁に送り、受託裁判官に和解させることが多いです。

² 通訳の便宜のため、質問票を使用し、昼食休憩中に呼子氏に翻訳してもらい、時間節約のため質問票を司会のアグン調査官が読み上げて草野教授に回答してもらう方式を採った。

(質問2)

医療過誤事件についても和解・調停制度があるのか。専門調停機関はあるか。

(草野)

熱心に和解・調停をしています。特に、調停制度を活用しており、調停委員として医師を専門委員として入れて活用し、その結果を用いて和解を勧めることも多い。

日本では、特に困難な事件の代表として医療事件、建築事件、知財事件があります。東京と大阪の地裁ではこれらの事件の専門部を設け、そこで専門的に扱っています。

(質問3)

- ① 調停委員会は、当事者本人に対し、調停への呼出権限があるか。
- ② 代理人のみが出席している場合の和解・調停の成功率は、本人が出頭する場合に比べて高いか。

(草野)

- ① 調停でも和解でも当事者の出頭を命じることは可能です。

和解の場合は、出頭を拒否しても制裁はありません。

調停の場合は、理由のない出頭拒否に対し、5万円以下の過料の制裁がありますが、実務上は例がないと思います。来ない人は、面倒を見なくてもよい、裁判所に熱心に救済を求めてきた人にもみ解決を提示してあげればよい、というのが日本の裁判制度の基本的な考えです。

- ② 代理人のみが出席する場合と本人が出席する場合では、本人が出席する場合の方が和解率は高いです。日本の弁護士は、なかなか当事者本人を裁判所に連れて来がありません。というのは、本人を連れてくると裁判官が本人を説得して和解させてしまうので、弁護士の価値が下がると思っているからです。

訴訟が進行して和解の機が熟してくると、よく、弁護士は、「次回は本人を連れてきます。」とか、「本人を連れてきていいでしょうか。」と言います。

質問からは外れますが、日本の弁護士報酬制度についてご説明しておきたいと思います。通常、日本の弁護士報酬は、着手金と成功報酬の2種類があります。タイム・チャージ制は採っていないので、事件が長引いても早く解決しても報酬は変わりません。

(質問4)

- ① 和解と調停は両方とも機能しているのか。
- ② 両者の基本的な相違点は何か。
- ③ 刑事事件にも和解や調停があるか。

(草野)

- ① 日本では、和解も調停も大変良く機能しています。なぜかという、裁判を求めたい人は訴訟に、訴訟はしたくないが話し合いをしたい人は調停に、と最初から分かれているからです。つまり、調停制度があるため、訴訟件数が減ります。

② 和解と調停の相違点は、調停については、国家が成立に努力していますが、和解では国家が支援するというよりは公正中立な立場で対応しています。

ですから、調停費用は、訴訟費用の半額で利用しやすくなっています。

例えば、金銭債権の事件は、債権者の住所地でも訴訟は提起できますが、調停は債務者の住所地でないと申立はできません。つまり、訴訟では、原告は被告を呼びつけることができますが、調停では自分が相手方のところに出かけなければならないのです。これは、話し合いなので、相手方の方に出向くのが当然だという考え方が背景にあります。

③ 刑事事件については、日本の警察には、「民事不介入の原則」があります。

したがって、日本の警察は、民事事件には動きません。単なる債務不履行事件等で警察に告訴状を提出する人はいますが、本当の刑事事件以外では起訴されることはありません。

刑事和解ではありませんが、新しい制度が最近できました。犯罪の被害者と被告人との間で被害弁償の合意ができ、その合意が刑事事件の公判調書に記載されると民事事件の和解が成立したと同一の効力があるという制度です。

(デヴィ判事)

そのような和解は、刑事事件の判決に影響がありますか。

(草野)

日本の裁判所では、刑事事件では、被害弁償の成否は、減刑理由として重視しますが、無罪になることはありません。

(質問5)

① 和解に対する異議申立理由・手続は何か。

② 日本で仲裁が不活発な理由は何か。

(草野)

① 和解が錯誤等に基づくときは、和解が無効になる制度があります。

その場合は、控訴ではなく、和解が無効であるから、事件は終了していないという考えから、元の事件につき、「期日指定の申立」を行うのが普通です。そして、弁論を開き、裁判官が当事者双方の申立を聞き、和解が有効であると判断した場合は、「裁判終了」の宣言を行い、和解が無効であると判断した場合は、通常事件として「判決宣告」を行います。

② 仲裁が不人気な理由は2つあると思います。

1つは、日本に仲裁の伝統がなかったことです。和解は近代化以前からあった制度ですが、仲裁という制度は全くありませんでした。

2つ目は、仲裁手続に裁判官が関与する余地が乏しいことです。例えば、仲裁人は当事者が選びます。これでは、裁判官は、仲裁を行おうという意欲を持ちません。

ただし、近年、仲裁法を見直そうという論議があり、UNCITRALモデル仲裁法に従い、我が国の仲裁法も改正しました。

また、弁護士会で仲裁センターを設けて活動していますが、その中身はやはり調停であり、日本ではこれを Mid-Arb と呼び、むしろ奨励しています。

(質問6)

- ① 知財事件も和解・調停の対象となるか。
- ② 2007年までで何件くらいの知財事件が和解・調停で扱われているか。

(草野)

- ① 知財事件も、和解・調停は可能です。しかし、知財事件は難しいので、実際にはほとんど調停はしていません。民事訴訟法改正により、知財事件の第1審の事物管轄は、東京と大阪地裁に限られました。控訴は、東京高裁に知財高裁を設け、そこでのみ扱っています。
- ② 2005年の統計では、今ここには限られた資料しかありませんが、219件中41件で和解が成立しています。

(質問7)

調停制度の導入には、文化的要因の影響が大きいと考えるが、草野先生は、インドネシアに最も適合する調停制度はどのようなものかと考えられるか。

(草野)

インドネシアの国民性を十分に理解している訳ではないので、どうすればインドネシアで調停制度が成功するかは私には分かりません。インドネシア人が真剣に考えるべきだと思います。ただ、私の裁判官としての経験から申しますと、まず、裁判官自身が頑張らなければ成功しません。そして、やってみれば、「下手な鉄砲数打ちゃ当たる」という日本の格言どおり、必ず幾つかは成功します。1件成功すれば嬉しいものです。(会場から拍手) 嬉しいと思えば、人間は頑張ります。他方、どんなに「正しい」と思っても、相手に喜ばなければやりません。日本で和解が盛んになったのは、日本の国民に喜ばれたからです。もし、インドネシアで日本と逆の制度になったとしても、それでインドネシアの国民が喜ぶのであれば、私は何も言うことはありません。

(質問8)

日本の国民が和解・調停による解決を受け入れ、尊重する理由は何か³。

(草野)

日本では、仏教の影響があるのではないかと思います。仏教の導入時、聖徳太子は、「和を以て尊しとなす」という教えを打ち立てました。

古い制度を残したまま、新しい制度を導入するのが日本の特徴です。

ただ、新しい人は新しい考えを持ちますし、外国の影響もありますから、変化もあると

³ 質問票余白に「日本の紛争解決方法は、素晴らしいと思います。」とのメモあり。

思います。今後は、権利意識の高い人々が、自己の意思に基づいて合意を形成するという形でなければ和解も調停もうまくいかないだろうと思います。

(質問 9)

裁判官が調停をする場合があるのであれば、和解と調停の違いはないように思えるが、いかがか。

(草野)

裁判官が、自己の担当する訴訟を取って調停に付する場合、以下のようなメリットが調停という制度にあるからです。

- ① 弁護士以外の者が代理人になれます。例えば、本人が病気で来られず、弁護士も雇う金がなくても、妻が代理人になれるのです。
- ② 裁判所の外で手続がしたいとき、裁判官の出張費用等は、和解では訴訟費用として当事者の負担ですが、調停では国の負担です。
- ③ 専門的知識を持つ調停委員を活用できます。

(質問 10)

裁判官（あるいは仲裁人）が調停人になると、利害対立が生じると西欧の法律家は指摘するが、草野先生はどうお考えか。

(草野)

訴訟と和解・調停を峻別した方が良いという考えは、西洋の影響です。国民や弁護士がそれに賛成するのであれば、日本でもそういう考えが主流になったでしょう。しかし、日本ではそうではありませんでした。

確かに、訴訟と和解とを分離しなければ、利害対立が生じ得るかもしれませんが、それは、裁判官の倫理の問題であると考えます。

一つの制度に副作用があるからといって、それを避けるために別の制度を設けると、制度がどんどん重くなり、使いにくくなります。多少副作用がある制度であっても、実際に良い結果（適切な和解の成立）を出せば、国民の裁判官に対する信頼は向上します。日本の裁判官は、プロセスはシンプルで使いやすくし、結果を見て判断してほしいと考えています。

(講演の終了とともに、会場から盛大な拍手があった。)

第6 アディ判事の講演⁴

1 アディ判事について

アディ判事 (Ms. Susanti Adi Nugroho) は、最高裁の中では、ADR の専門家であり、数年前に日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーに参加された経験もあり、本プロジェクトのWGのリーダーである。

⁴ レジュメ (インドネシア語のみ) は当日配布であり、聴衆のインドネシア人向けの講演であるため、通訳のために間を置くことはなかったため、講演内容は概要のみ通訳してもらった。

2 講演概要

調停制度は、ビジネス上必要性が高いが、他方、現在の調停は時間・費用がかかる、手続が不明確であるなどの批判が多い。現在、裁判所の未済が増えているため、裁判官は、早く判決を書かなければならず、判決の質の低下をもたらし、国民の信頼性の低下を招いている。

また、裁判所内で裁判官が民事部と刑事部に分かれておらず、専門性が育たない点も問題である⁵。

現行民事訴訟の問題点としては、上告制限が人権侵害だと言われて実現せず上告数が多すぎることで、当事者が判決に従わず、執行率が悪い（執行すると社会的反感を買い、不執行でも裁判への信頼が低下するという困難な状況に陥っている）こと、再審申立事由の制限がなく、時間稼ぎのためだけの再審申立も多いこと、上訴費用が安く、弁護士を付けなくてよい事件の種類が多いため、上訴による費用負担が軽すぎるので安易な上訴が多いことなどがある。

金融機関に関する2006年調停規則（インドネシア国立銀行が制定）による金融事件専門の調停機関は成功している。

現行の調停規則の問題点としては、非公開であるため、書記官も同席できず⁶、調停人をサポートする人材もいないことがある。また、当事者の欠席の際の呼出⁷、費用等についても規則は曖昧であり、実務が動かない大きな障害の一つである。

裁判官自身も調停に不慣れな上、時間制限が強いので解決できない。また、民事事件は全て6か月以内に解決しなければならず、6か月を超える場合には最高裁に理由を報告しなければならない。先が見えない調停に時間を費やすことなく訴訟を終了しようという態度になるのも無理もない現状である。ムジャワラの伝統⁸があると言われているにもかかわらず、調停が社会に根付いていない理由は何であろうか。

調停人養成も重要である。裁判官による調停と外部調停人による調停との関係が不明確であり、日本では外部の者を裁判所の調停人として取り込んで活用している点が素晴らしいと思うが、インドネシアでどう取り入れられるか改正案で検討する必要がある。

勧告点は、以下の8点である。

- ① 手続の明確化。
- ② 調停に関する情報の市民への提供。
- ③ 話し合いによる解決の基本として、当事者の自主的解決意思を涵養するメカニズムが必

⁵ 南ジャカルタ地裁を見学した際も、書記官室は民事担当と刑事担当に分かれていたが、裁判官は両方担当しており、分かれてはいなかった。WGとの意見交換でも、草野教授から「調停部を作ってはどうか」との提案があった際、インドネシアの裁判官らが「専門部の設置には法改正が必要である」旨言うものの、何の法のどういう解釈であるのか、単なる慣行であるのか確認できなかった。

⁶ 日本の調停も非公開であるが、書記官や調査官の同席は可能である。なぜインドネシアでこのような解釈がなされているのかWGを通じて調査する必要があると思われる。

⁷ 「欠席」の問題は当部が民事訴訟法について支援した対象国（ベトナム、カンボジア、ラオス）共通の関心事項である。「対審の原則」を重視するフランスの強い影響か、欠席判決を人権侵害ととらえる考えが強く、日本のような割り切った扱いはなかなか受け入れられない。

⁸ 全員一致の合意を求めるインドネシアの伝統。

要である。

- ④ 外部の調停機関が一定の成果を挙げているのであれば、裁判所がなぜそれを作れないのかを分析・検討し、調停機関を1本化して「Mediation Center」を設置すべきである。
- ⑤ 調停制度の広報（Socialization）の必要性。弁護士会を通じて弁護士にも広めていく必要がある。
- ⑥ 各大学の法学部でも調停が紛争解決のための有効な手段であるということを教えるべきである。
- ⑦ 刑事事件における調停の可能性の更なる検討が必要である。単なる債務不履行事件を警察に届けることが多いからである。また、親族間の事件も調停が可能であろう。民事的な刑事事件を調停で速やかに解決したい。
- ⑧ 調停制度の普及が大切。本日もご参集の皆様は、普及のために是非ご協力ください。

3 質疑応答

(質問1)

バンドン大学で、ADRを選択科目として教えている。もっとADR的な紛争解決手法を広めたい。民訴法改正ができないので、最高裁規則改正で対応しているという話だが、最高裁がもっと強く働きかけて民訴法改正をきちんと行い、ADRの根拠規定をきちんと制定する必要があると思う。民訴法改正がずっと法案レベルに留まり、店ざらしにされているので、制定に向けて最高裁が働きかけるべきである。

離婚の問題については、裁判所外の調停機関があるが、裁判所の裁判官が行う調停において裁判所外の調停機関における合意とうまく連携できないものか。

(アディ判事)

改正民訴法の制定が遅れているのはそのとおり。起草チームには元裁判官も多数入っている。新法を制定すると、他の法令と不整合が生じることがこれまで多かったが、民訴法については不整合を防止するため慎重に協議しているので時間が掛かっていると思う。

家事事件について宗教裁判所の管轄が広がってきているので、事件がより複雑なものについては、最高裁まで上告されてくると思う。外部の機関での調停が裁判所の調停によって機能しなくなることがないように考えていきたい。

(質問2)

インドネシア仲裁機構（BANI）における経験上、弁護士が事件を長引かせる方が報酬が高くなるのでADRに弁護士が不熱心なのは事実だと思う。

また、本日も配布の改正案叩き台を見ると、調停が何度でもできると改正されている点はよいと思う。自分の調停に関する経験でも、第1回は両当事者が冷静ではなくて調停は成立しにくいのが、回数を重ねることで調停しやすくなるからである。

元裁判官が調停人や仲裁人になると、真実発見を重視しすぎ、当事者の合意成立に不熱心であると思う。

ADR 仲裁法第6条⁹の解釈について、裁判所が執行力を付与するに当たり、形式的に受理するのか、内容の審査をする必要があるのかについて見解が分かれているが、内容の審査をするのは当事者の合意を尊重する法の趣旨にもとると思う。

(質問3)

勧告の4番目、調停機関の統一化はとても良いアイデアだと思う。

(アディ判事)

弁護士を巻き込んだ形の調停を想定しなければうまく動かない。従来の最高裁規則は弁護士のことを考えていなかったが、実際の事件では、当事者は弁護士に相談した上で裁判所に来るのが多いので、弁護士の関与を想定することが必要である。

第7 タクディル教授の講演

1 タクディル教授について

タクディル教授 (Prof. Dr. Takdir Rahmadhi) は、カナダに留学中、ADRについて修士論文を書き、現在WGの中心メンバーとして改正案叩き台を作成した方である。

2 講演内容

改正案叩き台について紹介された。

なお、本改正案叩き台は、まだ初期段階であり、今後相当変更されることが見込まれるため、本稿からは割愛している。

3 質疑応答

(質問1)

宗教裁判所にも本最高裁規則が適用されるべきである。そう明記すべきではないか。

(教授)

WGでは、通常裁判所について議論している。

(質問2)

PERMA 改正案第10条では、当事者の出頭義務は、第1回のみを制限し、以後は代理人の出席だけで手続可能とすべきではないか。

(教授)

現在WG内でも検討事項となっているので、今後更に検討したい。

(質問3)

調停は義務化すべきではあると思うが、HIR130条¹⁰は、和解を勧めよと規定しているだけであり、最高裁規則で調停前置を義務化するのは法改正に当たるのではないか。

⁹ 裁判外のADRにおける合意を裁判所に提出すれば執行力を与えられる旨の条文。抽象的で簡潔なため、解釈に争いが多い。

¹⁰ HIRとは、オランダ植民地時代からインドネシアで適用されている民事訴訟法。同法130条に和解の根拠規定が定められている。

(質問4)

改正案第6条では、裁判官とそれ以外で扱いに差がありすぎる。矛盾している条文もあり、立法技術としても現改正案は整理が必要と思う。

(質問5)

医師協会会員の医師で、調停人の有資格者は2名しかいない。医者が神様のように尊敬されていた昔と異なり、今は医療過誤訴訟が増加している。この種の調停制度が活発化するのは大歓迎であるので、頑張ってもらいたい。

(質問6)

調停制度についての広報が足りなさすぎる。また、裁判所が最高裁規則に基づく調停の説明をする際、「裁判官なら無料、外部調停人だと有料」としか言わない。これでは誰も外部の者を調停人には選ばないだろう。

(質問7)

改正案3条3項の「敗訴者」とは誰を指すのか。訴訟で負けたら調停費用まで払うというのであれば、誰も費用負担のリスクを負ってまで調停しようとする意欲が起きないのではないか。この規定は調停を不活発にするように思える。8条2項の規定は一種の保全処分ではないか。

* この後も会場からは、改正案の条文に関する具体的な批判・コメントが続き、WG内での検討課題が多数提示された。

第8 閉会に当たって

1 閉会に当たり、司会のアグン調査官がインドネシア最高裁を代表して閉会挨拶し、次に、草野教授から最後の挨拶をされた。

2 司会のデヴィ判事から、「改正草案に関する更なるコメントは、プロジェクト・オフィス（角田専門家のオフィス）まで連絡されたい旨アナウンスがあった。

3 デヴィ判事から、「本日のWS修了証書は、後日郵送します¹¹」旨アナウンスがあった。

4 通訳人への謝辞

アグン調査官から、通訳の呼子氏につき、格別の謝辞があり、会場から呼子氏への盛大な拍手があった。

5 広報

インドネシアの日本人向け地域紙である「The Daily NNA」が草野先生に取材し、翌2007年8月15日豪に本セミナーを紹介する記事が掲載された。

第9 その他の活動

1 南ジャカルタ地裁における裁判官との意見交換

8月13日午前9時から午後1時までの間、南ジャカルタ地方裁判所を訪問した。

¹¹ インドネシアでは、最高裁主催のWSに出席して修了証書を得ることは、たとえ1日だけのWSに参加しただけであっても、一種の「箔が付く」こととされ、価値があるらしい。そのお陰もあるのか、午後に最高裁高官（トゥンパ判事、アディ判事）が退席した後も参加者はほとんど減らなかった。

(1) 施設概要

同裁判所は、2階建てで、中央の大法廷を囲むコの字形の事務棟・法廷棟がある。

事務棟1階は、右側が民事書記官室（大部屋）と書記官らの部屋、左側が刑事書記官室（大部屋）、事務局（統計、報告、法的調査等を担当する書記官の部屋）、プレス・ルーム、交通切符を発付する部屋等がある。

大法廷の裏側に小法廷が5つあり、廊下の壁に大きく審理予定事件の一覧表が罫線が引かれたホワイトボード上に民事・刑事別に記載されている。

交通切符を発付する部屋と左端の簡易事件用小法廷の入口には、当事者に対し、「代理人禁止、本人出頭の原則」の注意書きがある。この種事件につき、不当な仲介手数料目当てのブローカーが暗躍することが多いからだそうである。

2階には、裁判所長、次長の個室（各秘書用の前室付き）と、その他の裁判官室（1室に3から4名の合議体ごと）と書記官長の部屋があるほか、共用会議室がある。

共用会議室には、壁1面に図書の棚が設置され、調停部屋を兼ねている。

(2) 裁判官との意見交換会

- ① 出席者 南ジャカルタ地裁の裁判官 17名、中央・東・西・北ジャカルタ地裁から各1名の裁判官、WGメンバーのアグン最高裁調査官及び南ジャカルタ地裁の幹部書記官7名。

日本側は、草野教授、角田長期専門家、田中（当職）と通訳の呼子氏である。

- ② 意見交換会の概要は、以下のとおりである。

（アンディ南ジャカルタ地裁所長）

（挨拶、出席者の紹介、特に、草野教授については、著書「和解技術論」を紹介）

当地裁では、全事件で調停を実施している。2006年の実績は、新受1,500件中、和解が成立10件であった。和解に造詣の深い草野元判事にお話を伺えるのは光栄である。

（草野教授）

（インドネシア語で御挨拶後、セミナーと同様に日本の和解と調停についての講演）

（アンディ）

日本の和解制度について、私もマリアナ副長官・アグン調査官らとともに2度訪日してインドネシアの制度と比較して研究しました。その中で、我々の調停制度に取り入れて促進できる要素について研究しました。分かってきたことは、インドネシアの調停は、PERMA2/2003に基づいているところ、訴訟を担当している裁判官が調停を担当できないこと、他方、実際には外部調停人による解決は稀であり、訴訟担当裁判官による和解成立の方が多いたことが実情です。私自身が裁判官として多数の事件を扱ってきた経験から、話し合いで紛争を解決させるためには、事件の内容を最もよく知っている訴訟担当裁判官が調停を行うことが最も効率的であるというのが実感です。事件を担当している裁判官が両当事者をうまく話し合いに導くために裁判官がどういう態度を取るべきかについて後進の裁判官に伝えてきたつもりです。

PERMA2/2003 の改正の方向性や今後のインドネシアでのメディアシの在り方について解決策を検討してきました。

是非皆さんにお話ししておきたいことは、日本で学んだことで最も大切なことは、どうやったら社会に信頼される裁判所になれるのか、という点です。大阪地裁の裁判官が、「裁判官がより良い司法サービスを提供するということを事件の受理から終了まで全ての段階で心掛け続けることが、裁判所のイメージの向上に役立つ」と教えてくれました。

では、質疑に入ります。

(裁判官参加者)

- ① 調停に期間制限はありますか。
- ② 被告が複数の場合で、全員が出頭しない場合の扱いは。

(草野)

- ① 調停に期間制限はありません。

通常は、3か月以内に終了しますが、長くかかる事件は1年以上かかる場合があります。あまり長期間にわたると事件がかえってこじれるので、適当なところで終了するように指導しています。

私が担当する場合で、非常に難しい事件の場合は1年くらいかかります。最初調停が成立しないと思っていても、1年くらい続けると、当事者の気持ちが分かってくると同時に、当事者の気持ちも変化して調停成立に至ることがありました。

若い裁判官は、自分の実力に不安があり、長く続けることが不安なので、早く諦めて終了させる傾向があります。

私は、そういう若い裁判官に対し、「やりたければ納得のいくまでやってみなさい、そして、結果を見なさい。そうすれば、成立してもしなくても、自分のやり方が正しかったかどうか勉強になる。やらなければ分からない。」と言って指導していました。

- ② 被告が複数の場合も調停は行いますが、非常にやりにくいです。

被告が複数の場合の典型例として、多重債務者の事件がありますが、そのための「特定調停」という制度ができています。

被告である金融機関は、不出頭の当事者が多いので、民事調停法 17 条で、「調停に代わる決定」という手続があり、裁判官が調停決定をして、被告に送付し、2週間以内に異議を申し立てなければ調停決定が確定します。異議が出ることは稀で、多重債務の事件はこれで決着が付く場合が多いです。

(裁判官参加者)

日本では和解で30%以上解決すると聞いて、わずか1%未満のインドネシアと非常に大きく違うと感じました。和解を成功させるためにどんな技術を使っているのですか。インドネシアでは、対席と別席（コーカス）の2つしかありません。私自身の経験では、別席の方が成功率が高いようです。対席だと、元々紛争にあるので、余計に

こじれるように感じるのですが、日本ではどうですか。

(草野)

日本では、伝統的に別席を使っています。10 数年前から、アメリカの影響等で、対席の効用を説く裁判官も現れ始めました。しかし、実務は圧倒的に別席で行っていません。ただ、対席を説く方は論文を書いたり「声の大きい」人が多いですね。

別席の効用は、当事者とのコミュニケーションが図りやすく、当事者と心を通わせることにより、解決に導くことができることです。

和解では、提訴された訴訟の対象以外にも、その周りの問題も含めて解決を行えるので、これが紛争の全体的な解決に役立ちます。これが、裁判官の醍醐味になっています。

もう一つの技術は、判決の結論を当事者に示して和解を勧誘する方法があります。これは、10 数年前から、ドイツの手法を参考に取り入れられたものです。私自身は、この手法はあまり採りません。なぜなら、裁判官が当事者との間に共感（シンパシー）を持たないと和解に至れないからです。

(裁判官参加者)

日本との違いの一つに、インドネシアでは、当事者が調停人を選べる点があります。裁判官を調停人に選ぶと費用はかからないが 21 日間しか調停期間が与えられず、外部の調停人を選ぶと費用がかかるが 30 日間できます。

(草野)

日本の訴訟の特徴として、受理した事件について、事件配点は自動的に行われ、所長が配点しないのですが、これが、不正防止に役立っていると言われていています。

(裁判官参加者)

和解のお話を伺い、(インドネシア民事訴訟法である) HIR130 条と似ていると感じました。ただ、インドネシアでは、訴訟の最初の段階で両当事者に和解を勧めるというだけで、合意内容について裁判官は介入しないという解釈であり、判決に和解合意を書けば、それには上訴できないという規定があるだけでした。

- ① なぜ日本では和解結果を調書に記載するだけで「判決」にしないのでしょうか。
- ② 和解合意が錯誤等があった場合、和解の無効を訴えることはできますか。

(草野)

① 「和解判決」は日本ではありません。裁判所の面前で当事者が合意することが和解であり、裁判制度は当事者のためにあるので、判決よりも、当事者の私的自治の原則が優先すると考えられています。

したがって、当事者が訴外で和解してもよいです（「民法上の和解」）。

当事者が訴訟を取り下げるのも自由です。

話合いが付かないから判決をするのであり、話合いが付けば判決する必要はない、というのが基本的考え方です。

- ② 当事者が錯誤等により、和解すべきではなかったのに和解したという場合であっても、和解については控訴はできません。

ただし、詐欺や脅迫に基づく「和解」は無効であると考えられています。

その場合の解決策は、控訴ではなく、和解が無効であるから、事件は終了していないと考え、元の事件につき、「期日指定の申立」を行うのが普通です。そして、弁論を再開し、裁判官が当事者双方の申立を聞き、和解が有効であると判断した場合は、「裁判終了」の宣言を行い、和解が無効であると判断した場合は、通常事件として「判決宣告」を行います。

他の方法として、強制執行の申立の場合は、請求異議の訴えを行います。また、「和解無効の訴え」を別途提訴することもできます。

(アンディ)

草野先生の「和解技術論」を拝読すると、「判決派」・「和解派」という言葉が出てきますが、少しご説明ください。

(草野)

和解が今のように盛んになってきたのは、ここ30年くらいのことです。

第2次世界大戦終了後のころの和解率は20%程度でした。その頃の裁判官の考え方は、判決が原則で、あまり和解をするな、というものでした。「和解判事になるなかれ」と言われていたものです。

ところが、事件数が増加し、和解しなければ未済が増えて困る事態になりました。そして、和解をしてみると、当事者からは判決以上に喜ばれることも多かったので、裁判官の中には和解を熱心に行う者が現れるようになりました。

私自身も、司法修習生だったころは、判決の書き方しか習わず、和解のやり方は習いませんでした。しかし、判決を書いても当事者から喜ばれず、和解の方が喜ばれたので、和解を熱心に行うようになったのです。しかし、その当時は、判決派の方の勢力が強かったので、20年以上前に「和解技術論」の前身に当たる論文を発表し、「和解派のどこが悪い」という言わば判決派に対する挑戦状を出したのです。私の周囲にも和解派の方はいましたが、「あくまでも判決が原則であり、和解ができればそれにこしたことはない。」という程度の言い方しかしませんでした。私は、「和解の方が中心である。私は『和解派』だ。」と宣言したのです。

強い反発があるのを覚悟していたのですが、時代が味方しており、丁度私がこの論文を発表した10年後ころには、判決派は消滅しまして、現在では、和解することに疑問を持ったり否定的な見解を持ったりする裁判官はいなくなりました。そのお陰で和解率が30%に向上したのです。

(裁判官参加者)

① PERMA2/2003 の改正案では、調停中、当事者は財産を処分してはいけないという規定がありますが、日本ではどうしていますか。

処分禁止の方法は。

処分禁止決定の担当者は、訴訟担当裁判官か、調停担当裁判官かどちらですか。

② 調停人に倫理規則はありますか。

(草野)

① 調停には処分禁止の手続はありません。

ですから、財産を処分されないようにするためには、別途仮処分の申立を行います。本案訴訟があれば本案の裁判所に、なければ仮処分申請の管轄のある裁判所に行います。

② 調停委員の倫理規則というものは、ありません。

調停委員も非常勤公務員ですので、公務員全般のための倫理規則はあります。

調停委員は、常識の範囲で行動しており、あまり倫理規程などは意識しません。

(アグン)

1点目の質問についてWGとして、コメントしておきます。

信義を持って当事者は話し合いに参加しなければならない、という規定があり、その一つの現れとして処分禁止規定を置きました。

(草野)

制度を活発化させるためには、アメとムチの2種類の方策がありますが、日本では、ムチ（制裁＝サンクション）はほとんど使わないです。

例えば、偽証罪の制裁規定は一応ありますが、実際にはほとんど使われていません。

アメリカでは、キリスト教的背景があるせいか、偽証罪が非常に厳しいのですが、日本では、証人は嘘を言うのが当たり前だと皆が考えているので、偽証罪を発動することは誰も考えません。

調停でも、不出頭に対し、過料の制裁の制度はありますが、使ったことはありません。

日本では、制裁によって強制するというのが希薄な民族であろうと思います。

制度が成功するか否かは、国民性にマッチしているかどうかが大変であろうと思います。ですから、日本のこのやり方がインドネシアでマッチするかどうかは分かりませんが、日本の制度のお話を聞く際には、日本人がこのように「いい加減なところがある民族」だという点をご理解していただいた上で聞いていただきたいと思います。

ですから、日本の裁判官は、途中の手続で厳しいことは余り言いませんが、「良い結果を出す」ことに重点を置いています。和解は、合意で成り立つものですから、両当事者が納得する良い合意内容に達することが大事であると考えています。

(裁判官参加者)

離婚訴訟では、話し合っている間に和解に至ることが多いのですが、インドネシアの訴訟では、離婚事件では和解は禁止されているため、取下げさせるという形で決着を付けています。日本ではどうですか。

(草野)

10年くらい前までは、日本でも、離婚事件では和解はできないと解釈されていました。そのため、「協議離婚をする」という合意をして離婚届に署名した上で、訴訟を取り下げるといった内容の和解をしていました。

しかし、日本では、裁判所に行かなくても合意だけで協議離婚ができます。ですか

ら、離婚事件で和解ができないのはおかしいという批判がありました。

それで、1998年の民事訴訟法の改正で、離婚裁判でも和解ができるように改正されました。

(裁判官参加者)

付調停の制度が非常に新鮮だったのですが、付調停の割合はどの程度でしょうか。また、草野先生ご自身は付調停は好まれましたか。

(草野)

付調停の数は少ないです。付調停のメリットは、専門的な知識を要する事件で専門家の調停委員を活用できることです。

日本では、訴訟では、弁護士以外は代理人になれません。しかし、調停では弁護士以外にも代理人になれます。

費用面でも、調停の方が特別の証拠調べについて、安い場合があります。

また、農事調停において、田畑は農業委員会の許可がないと売買できないのですが、農業委員会から小作主事を出してもらい、農事調停を行うと、その結果は、農業委員会の許可と同じ効力があります。

このように、日本での調停は、訴訟以上の特別のサービスを提供する手段として使えるものであり、そのような特別なサービスを使いたいときは、私も付調停の制度を活用して自庁調停を行います。

その調停の結果は、和解と同じ効力、すなわち、確定判決と同じ効力（強制執行力）があります。訴訟の取下手続も不要です。

(裁判官参加者)

インドネシアでは、日本の和解と同じようなダマイ（伝統的な話し合いによる和解）の制度があり、調停は新しい制度です。日本で和解がこれだけ盛んな理由は何でしょう。何か政府の後押しや広報活動はありますか。

(草野)

和解を殊更に広報するということはしていません。裁判と同じような公正なサービスの一つだからです。

調停の場合は、国が特別のサービスとしてやっているのです、普及したいと考えています。ですから、調停協会で広報活動をしており、調停相談を裁判所や市町村で行っています。

(田中)

各地裁の待合室に置かれている一般市民向けリーフレットで、民事裁判の説明を1枚で簡単にしている中には、「いつでも和解ができる」ということも説明しています。

(草野)

日本の地裁・簡裁の1階受付のテレビでは、訴訟手続の解説のビデオを流しています。ファックス・サービスとインターネットのホームページで色々な手続の解説もしています。また、最高裁判例は、判決当日に最高裁のHPに掲載されます。

(裁判官参加者)

インドネシアの民事訴訟の中に訴訟物について利害を有する者が利害関係人として訴訟に参加することになります。利害関係人は、弁論への出頭義務があり、判決にも拘束されます。利害関係人が出頭しないと訴訟ができず、調停もできないので、非常に困っているのですが。

(草野)

日本の訴訟では、利害関係人はいますが、「参加してもよい」だけであり、参加するか否かは自由であり、不参加だからといって訴訟進行に何らの障害もありません。

利害関係人の例として、被告の保証人などがあり得ます。

このような利害関係人が出頭しなくても、訴訟も和解もできますが、利害関係人がいないことで実質的に完全な紛争解決ができず、実質的に和解ができないことはあります。

また、訴訟告知の制度があり、密接な利害関係人に対し、告知をすることがあり、その場合、告知を受けた利害関係人は、訴訟へ参加するかどうかは自由ですが、判決に拘束されます。

日本では、必要的共同訴訟はありますが、「準当事者」という概念はありません。

(アンディ)

「準当事者」という言い方は正しくなく、実務上、原告が、密接な利害関係人を「第2、第3の被告」として指名して通知するような感じですか。これらの者は当事者意識はないが、被告なので、不出頭が多く、困る事態が多いのです。

例：物がA→B→Cと譲渡され、Cが所持しているとき、XがCを提訴すると、B、Aも被告とするのです。

(草野)

日本では、主たる債務者と連帯保証人は別々であり、訴訟提起はそれぞれ行わなければなりません。譲渡人と譲受人も別々です。なぜなら、そうでないと訴訟がやっつけいけないからです。

今の例では、Cだけを被告とすれば十分です。

BやAまで被告として抱え込まなければならないとすると、訴訟が動きません。

もしBやAが文句があるなら、自ら積極的に訴訟に参加してくることはあります。参加という制度です。自ら参加する場合は、出頭してきます。もちろん、別々の訴訟であるために、結論が異なるなど、不都合が生じることはあり得ますが、それ以上に訴訟指揮のしやすさという点で別に扱う方が実務上便宜です。

例えば、債権者Xの権利を害するため、債務者が第三者Yに物を譲渡する詐害行為の場合、Xは、詐害行為取消権に基づき、Yだけを提訴すればよいのです。

ただし、日本でも、50年くらい前は、債務者とYと両方を提訴する必要があるという考え方がありました。

(アンディ)

制度の違いはよく分かりました。ただ、私たちは、主たる被告以外の者が不出頭の

場合、和解合意できても、不参加の「被告」らが上訴することがあるのです。

(草野)

日本では、XとY 1 との間の和解について、Y 2 は上訴できません。

XとY 1 との間の和解は確定しているからです。

Y 2 は、上訴ではなく、別訴を提起することになります。

日本では、「文句を言ってきた人には面倒を見るが、権利の上に眠っていて文句を言ってこなかった人は救済しない」という考え方なのです。

(アグン)

この点は、現在、非常に実務上の問題となっています。それで、最高裁判決で、元々の被告だけを被告とした判決も調停も有効だという判断を示したのを2件出しており、各地裁等の現場に浸透させたいと考えていますが、まだまだ浸透していません。

(草野)

日本では、理論上正しいかどうかより、実務が動くかどうかの方が大事で、判例も変わってきました。

例えば、必要的共同訴訟の範囲もどんどん狭く限定的に解釈されるようになりました。

(アンディ)

裁判官としては、誰が被告であるかきちんと判断しなければなりません。証人を呼べば彼らも利害関係はあるといえるが、皆被告になるわけではないのです。

(草野)

日本では、文句を言いそうな利害関係人には、訴訟告知をして「参加できる」と知らせるだけです。参加したければしてもよい。不出頭でも裁判所が拘束されるわけではありません。

(アンディ)

時間が過ぎましたので、これで終わりにしますが、最後に我々が良いメディアーターになるために草野元判事からお言葉をお願いします。

(草野)

熱意と粘りが大切です。人は、熱意に答えてくれます。熱心にやれば何件かは必ず成功します。この成功体験も大切です。成功すればもっとやろうと意欲が出るからです（拍手）。

引き続き、昼食会となり、同会議室の約4分の1を仕切っていた背後の衝立が外され、既に並べられていた料理をビュッフェ形式で会食となった。

食後、アンディ所長より、草野先生、田中、呼子氏に対し、記念品が贈呈された。

2 その他の意見交換

WGのメンバーである弁護士2名の事務所を訪問し、WGメンバー以外の弁護士らとも意見交換する機会があった。渉外ビジネス法務における調停等のADRの必要性が相当

高いことがよく分かった。

また、最高裁会議室において、WGと意見交換を持ったところ、来日経験のないメンバーから、日本の和解・調停制度について草野教授に多くの質問がなされ、セミナーが非常に良い刺激になっていることが伺えた。

3 資料収集顛末記

草野教授は、インドネシア語の学習にも非常に熱心であり、インドネシア民事訴訟法に関する正しいインドネシア語の法律用語を知るため、インドネシア語の民事訴訟法に関する書籍についてWGメンバーの弁護士・大学教授らに法律図書を売っている大型書店と民事訴訟法の良書の著者名を確認した上、郊外の大型書店に行き、購入された。

また、当職も、インドネシア語と英語の法律用語集などを購入することができ、大変有意義であった。

終わりに

法整備支援活動では、現地のニーズに対応し、現地で適用可能な支援をするため、現地専門家の活動は極めて重要である。

しかし、現地専門家として派遣できるのは比較的若手の実務家（多くは弁護士）であるから、その知識・経験には自ずと限界があることも否めない。

これを補うために国内に知識・経験の豊富なアドバイザー・グループを設け、現地専門家の活動をサポートするわけであるが、やはり、現地状況を全く直に見聞しないで助言するよりは、現地の空気を吸い、人々と接し、一般市民の生活状況を観察しなければ、彼らの生活に役立つように法整備をするという視点からの活かした助言活動をすることはできないであろう。

今回、草野教授が初めてインドネシアを訪問され、まず裁判官同士で意見交換をすることでインドネシア側の関心事項をよく知った上で多様な聴衆を前にしたセミナーを行うことで草野教授自身のセミナーも成功裏に終わることができたと思う。

また、普段はTV会議でしか話せない現地専門家とも、細かいことまで相談でき、ブレイン・ストーミングの中でより良いプロジェクトの進行計画を練り直すことができた。

JICA プロジェクトは、様々な「投入」をより効果的に活用することが求められているが、本現地セミナーは、正に効果的活用の実例であったといえる。

現地写真

1 8月13日 南ジャカルタ地裁訪問，裁判官との意見交換会



通常の裁判官室（3人部屋）



大法廷



書記官室の刑事事件の記録



会議室における裁判官との意見交換会

2 8月14日現地セミナー



セミナー会場（サリ・パン・ホテル）



左からアグン最高裁調査官，呼子通訳人，草野教授

3 8月15日午前 フィルマンシャ弁護士の事務所と同事務所階下分室の図書室



4 8月15日午後 最高裁会議室におけるWGとの意見交換会



5 8月15日夜 最高裁主催夕食会



左からアンディ南ジャカルタ地裁所長, デヴィ判事, 草野教授, 当職, ハリフィン・トゥンパ最高裁判事



左から判事2名, 草野教授, IICT (調停人認証機関) ファタヒラ氏, ルットフィ・ヤジッド弁護士, タクディル教授, 判事1名

THE WORKSHOP IMPROVEMENT OF MEDIATION SYSTEM

Program 14 Agustus 2007

08.00 – 08.30	Registration
08.30 – 09.00	Opening ceremony : 1. Mr. Takashi SAKAMOTO 2. Mr. Harifin Tumpa
09.00 – 09.15	Coffee Break 1
09.15 – 12.00	Speech : 1. Mr. Prof. Yoshiro Kusano 2. Ms. Susanti Adi Nugroho, S.H., M.H 3. Mr. Prof. DR. Takdir Rahmadi, S.H., LL.M
12.00 – 13.00	Lunch Break 1
13.00 – 14.30	Discussion, question and answer 1
14.30 – 14.45	Coffee Break 2
14.45 – 15.45	Discussion, question and answer 2
15.45 – 16.00	Closing ceremony: Mr. Harifin Tumpa

日本の和解・調停制度の特色

学習院大学法学部・法科大学院

教授 草野 芳 郎

第1 日本の和解と調停の基本的ポイント

- 1 和解とは、具体的な訴訟事件において、担当裁判官の面前で紛争を解決する内容の合意をいう。
- 2 調停とは、具体的な調停事件において、調停委員会の面前で紛争を解決する内容の合意をいう。
- 3 同一なのは、成立した合意が記載された調書は、和解調書も調停調書もいずれも確定判決と同一の効力を有するとされる点である。

第2 和解について

1 歴史

日本の近代化（明治維新）	1868年	
裁判所の設置	1875年	勸解(conciliation)の導入(仏法系)
		勸解は、口頭でも受理され、法律によらない解決が可能であった。
明治民事訴訟法の施行	1891年	和解の登場と勸解の廃止（独法系）
		法律による解決を原則とした（不平等条約の撤廃を目指したため）
平成民事訴訟法の施行	1998年	和解を利用しやすくする規定の新設

2 特色

I 条文がシンプルにできている（基本条文は2条のみ）

① いつでもできる。

訴え提起後から判決確定前まで、いつでも何回でも可能。期間制限なし。

弁論や証拠調べの途中でもできるし、裁判所外でもできる。書面和解、裁定和解もある。

一審だけでなく、控訴審、上告審でもできる

第三者を利害関係人として引き入れたり、裁判になっていない紛争を入れて一括解決することも可能

② 成立した合意は確定判決と同一の効力を持つので、強制執行できる債務名義となる。

II 裁判官の姿勢

1980年以前くらいまでは、「和解判事となるなかれ」という教訓が語られ、裁判官は判決を中心にし、ポーカーフェースで事件を処理することが一般的だった。

1980年以後は和解に熱心な裁判官が増加し、現在では積極的に和解をすることが当たり前の状況となっているし、心証開示も広く行われている。

2005年の地方裁判所第一審事件では、和解が34.1%、対席判決が29.9%、欠席判決が16.9%、取下げ15.6%であった。

Ⅲ 日本の裁判所では、和解をする裁判官と判決をする裁判官は同一であることが原則であり、交互面接方式が主流である。

第3 調停について

1 歴史

借地借家，小作，商事，金銭消費貸借関係の紛争が増加したために，社会不安の除去を目的に，訴訟を好まないという当時の日本人の意識に配慮して調停が誕生した。統一した調停法は作られず，各紛争ごとの個別の立法となる。借地借家調停法が最初にでき，1922年施行された。

当初は期待したほど利用されなかったが，1923年9月1日に関東大震災が発生して，事態が一変した。9月25日東京市内12か所に調停委員会出張所を設け，裁判官20数名，調停委員100余名が調停事件を処理した。利用者が殺到し，翌年7月までに12,000件を受理し，9,000件が成立した。これ以後，調停に対する評価が高まり，国民の間に定着した。

各調停を統一した民事調停法は1951年施行された。なお家事調停は統一されず別の制度（家事審判法）となっている。

2 特色

I 民事訴訟手続とは別個の手続である。日本では，判決を望まず，話し合い解決を希望する人が利用することを予定している。

II 解決主体は調停委員会（裁判官＋複数の調停委員）が原則であるが，例外的に裁判官による単独調停も認められている。

III 民事訴訟を担当している裁判所は，調停に付することができる。管轄の裁判所でやってもらうこと（他庁調停）もできるし，自分でやること（自庁調停）も可能である。

民事訴訟を担当する裁判所が調停に付するメリットはいくつかあるが，その一つに専門家調停委員を活用することがある。この場合，原則として，調停の経過，内容は民事訴訟裁判所の資料とはならないが，専門家調停委員の意見書などは，証拠として出すように指導している。

調停が成立した場合は，民事訴訟事件は法律上当然に取り下げられたこととして処理され，別に取下手続を必要としない。

IV 調停で合意ができなかった場合には，調停に代わる決定ができる。

V 調停委員は非常勤の公務員であり，報酬の支払いを受ける。

VI 調停費用は，民事訴訟費用の半額であるが，調停制度の運営の費用については利用者は負担しない。

VII 民事調停は，主に簡易裁判所で行われているが，地方裁判所，高等裁判所でも可能である。家事調停は家庭裁判所のみが可能と解されている。

第4 おわりに

インドネシアと日本の置かれている状況の違いなどから，機械的に日本のやりかたを

インドネシアに導入してもうまく行くとは思われない。双方の国民性，歴史，文化などの違いを超えた人間としての共通の視点からみて，日本の制度の良いところを導入し，インドネシアの状況に合うよう改良していただきたいと思う。そのためには，私は，全力をあげて協力することを誓うものである。

民事調停

1. 意義

民事に関する紛争につき、調停機関があっせん・仲介して、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的として、民事調停法の定める手続により行われる紛争解決制度（民事調停法第1条）

2. 特色

（1）紛争の実情に即した柔軟な解決及び紛争の全体的な解決

法律に基礎を置きながらも、法律のみにとらわれず、当事者の合意により、紛争の実情に応じた柔軟な解決を図ることができる。

（2）調停では、訴訟と異なり、申立人が申し立てで取り上げなかった権利義務関係も調停の対象に取り入れて、当事者間の法律関係を全面的に解決することができる。また、当事者の合意を基礎とするため、話し合う中で感情的対立が解消され、円満な解決も期待できる。

（3）簡便な手続による迅速な解決

訴訟ほど手続が厳格ではなく、十分な法的知識を持たない当事者でも、自分で申立をして、手続を進めていくことができる（申立書には紛争の要点を記載すればよい。当事者本人が出頭するのが原則であり、調停委員会が当事者から自由な形で話を聞きながら事実を確定していく）

→調停事件のほとんどが代理人の関与なく本人自らが調停に臨んでいる。

（4）申立費用は訴訟よりも安い（申立手数料は訴訟の手数料の半分程度）

（5）事件の終了までの時間も比較的短時間で済む

* 平成17年	民事調停事件の平均審理期間	2. 0か月
	家事調停事件	4. 5か月
	地方裁判所の通常訴訟の平均審理期間	8. 4か月

（6）非公開制度

訴訟は公開原則に対し、調停手続は非公開とされている。

→非公開のため、当事者が気兼ねなく話し合いをすることができる。

（7）民事調停委員の関与

社会のさまざまな分野で豊富な知識、経験を有する調停委員が関与し、その知識、経験を反映させることにより妥当な解決に導くことができる。

（8）判決と同様の効力

調停が成立した場合には、判決と同様の効力を生じ、調停の合意内容に従わないときには調停調書に基づいて強制執行をすることができる。

3. 付調停～訴訟中の事件を訴訟に付する場合について

民事調停法は、当事者の申立てにより開始する調停事件（民事調停法2条）とは異なり、訴訟となっている事件について、その事件を審理している裁判所が適当と認める場合に、職権により事件を調停に付するという制度を設けている（民事調停法20条1項本文）。これは職権でのみ行うことができ、当事者から調停に付することを申し立てることはできない。

訴訟事件を調停に付する場合、調停の主宰者は、調停を担当する別の裁判官に交代してもいいが、元々訴訟を担当していた裁判官が自ら主宰することもできる（どちらの場合も、調停委員会によること、裁判官が単独で調停を行うことのいずれも可。）。

訴訟上の和解

1. 意義と法的根拠

訴訟の係属中に、裁判所の面前で、訴訟を終了させる目的をもって、訴訟の当事者が、訴訟の対象となっている権利に関して、互いにその主張を譲歩して、争いを解決する合意。

裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試みることができる(民事訴訟法 89 条)。

また、和解を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(民事訴訟法 267 条)。したがって、裁判上の和解が成立すれば、原則としてこれによって紛争が終局的に解決され、訴訟事件も終了する。また、和解調書に基づく強制執行もできる。

2. 和解のメリット

① 紛争解決の妥当性

和解では、判決によって一刀両断に全か無かの解決をするのではなく、原告と被告とで利益を分け合うような解決をすることや、被告の支払能力に応じて分割払いを認めるなど、妥当な解決を図ることができる。

② 紛争解決の迅速性

和解は、調書に記載されると確定判決と同一の効力を持つので、上訴されることがない。また、訴訟のどの段階でも和解することができるので、人証の証拠調べ等で審理が長期化する前に和解で訴訟を終了させるということも可能となる。したがって、紛争の早期解決が可能となる。

③ 履行の確実性

当事者の合意による任意の紛争解決であることから、判決の場合よりも任意の履行を期待することができ、強制執行を回避できる可能性が高い。

3. 日本における和解の活用

日本では、地方裁判所における第一審の訴訟事件の3割以上が和解により終局している。日本では、和解が非常にうまく機能しており、重要な紛争解決手段であるといえる。

4. 和解勧告の時期と基準

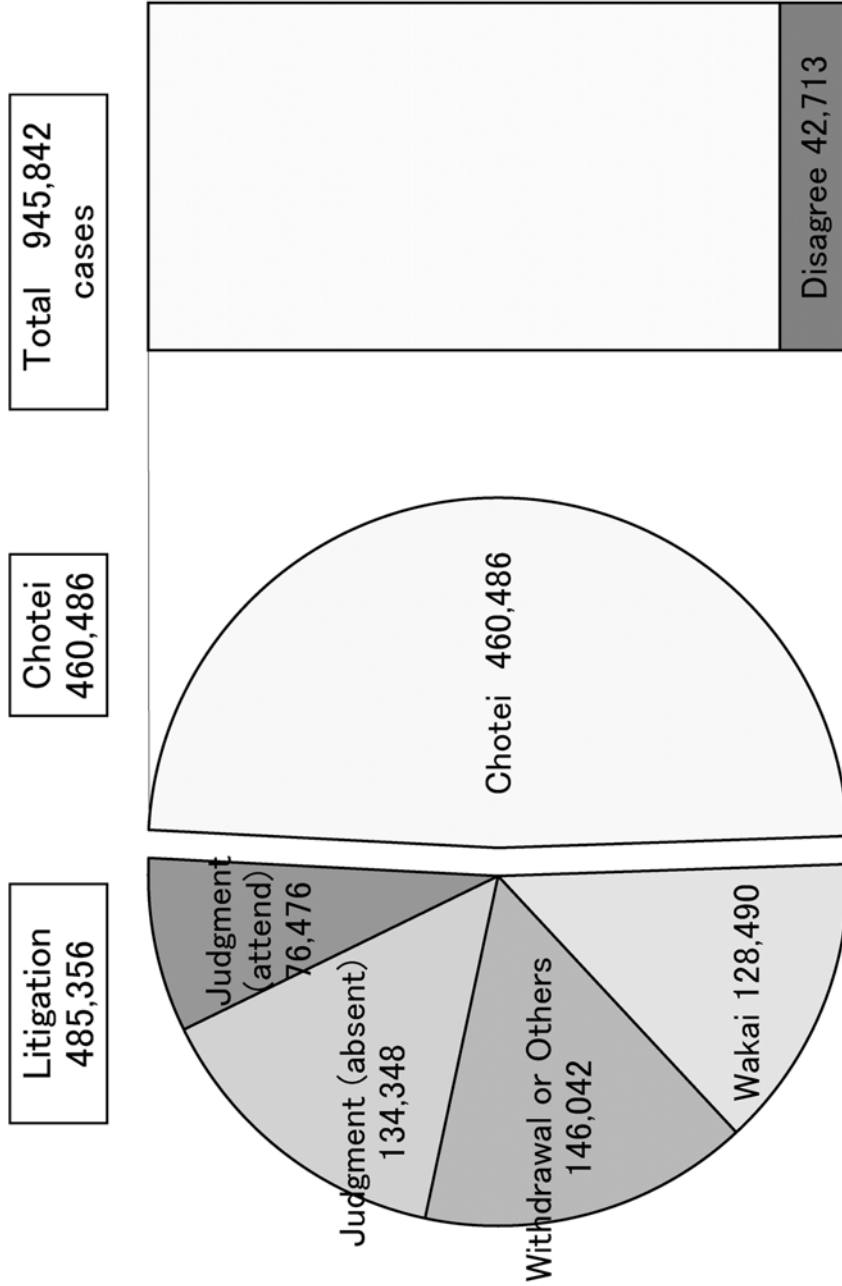
上記のとおり、日本では、裁判上の和解は、訴訟のどの段階においても試みることができることとされ、この点は、第1回目の審議の日に調停を勧告しなくてはならない(裁判における調停手続に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2003年第2号第3条)とするインドネシアの調停制度とは異なる。

裁判上の和解は、事案の内容や当事者の意向に応じて、和解勧告がふさわしいと思われる時点で、柔軟に行われている。

日本・インドネシアの和解・調停比較

		日本	インドネシア
和解		Wakai	Rekonsiliasi di Persidangan
	根拠条文	民事訴訟法89条 裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み、又は受命裁判官に和解を試みさせることができる。	HIR 130条/RBg 156条 指定された日に当事者が出廷した場合には、第一審裁判所は、裁判長を介してその当事者を和解させる。
	主体	裁判官(訴訟担当)	裁判長(訴訟担当)
	効力	判決と同一(強制執行可能)	判決と同一(強制執行可能)
調停		Chotei	Konsiliasi Perdata
	根拠条文	① 民事調停法 ② 民事調停規則 ③ 民事調停委員規則	PERMA 2/2003
	訴訟提起の要否	原則として訴訟提起不要(→例外:付調停の場合)。裁判所に調停を申し立てる。	訴訟提起が前提(2条1項)
	主体	裁判官(訴訟担当でない)と調停委員2名以上からなる調停委員会(例外的に裁判官単独も可能)	調停人:訴訟担当でない裁判官又は当事者が指名した調停人(4条)
		調停委員は、非常勤公務員として裁判所が一般市民からスクリーニングして雇う。報酬が低いので名誉職・ボランティア的。	調停人資格:最高裁の認証機関で行う研修修了者。
	効力	判決と同一(強制執行可能)	判決と同一(強制執行可能)(11条5項)
	期間	無制限(実務:90%以上が3か月以内に終了)	30営業日以内(5条1項)
	コーカス	規則はないが、原則としてコーカスで行う。	例外的に可能(9条3項)
合意に達しない場合	① 調停に代わる決定 ② 調停の不成立(訴訟提起可能)	訴訟に戻る。	
付調停(訴訟→調停)	受訴裁判所は、職権で、事件を調停に付することができる(争点及び証拠の整理完了後に限り当事者の合意が必要)(民事調停法20条)。調停主任:訴訟担当裁判官のうち1名又は担当外の裁判官 ① 調停成立の場合:訴訟取下とみなされ、別に取下手続を必要としない。 ② 調停に代わる決定の場合:①に同じ。 ③ 調停不成立の場合:訴訟に戻る。その場合、調停記録は、訴訟の資料にはならないが、当事者は記録の閲覧・謄写が可能である。		

Civil or Domestic Cases in District Court, Summary Court & Family Court in Japan (2005)



* Ratio that the Judge must draft judgment on cases both parties attending is only 8.1% (76,476/945,842) among the whole cases brought to the court for litigation or Chotei.